

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 6 年度第 3 回指宿警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 2 月 19 日（水） 午後 2 時～午後 4 時
会 議 場 所	指宿警察署会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 7 人 2 警察署 署長以下 8 人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 協議 管内の治安情勢と警察の取組状況の説明 警察行政に対する意見要望等 (4) 通常点検視察 (5) 閉会 2 委員からの意見・要望の提言等 (1) 買取業者等に対する対応 【委員】 夜に「不要品、何でもいいのでありませんか。家まで取りに行きます。」としつこい電話が来た。 どういう対応をするのが適切か。 【生活安全刑事課長】 「電話の相手方の要請に応じるつもりは全くない。」という前提の下で回答する。 明確に「必要ない。」旨を伝えて断る。その後は、電話番号通知等で電話の相手が同じ相手だと分かっている場合は、電話に出ないというのが適切と考える。 その際、相手の質問に答える形で、個人情報については話してしまうことのないように注意してほしい。 少しでも不安に感じる事があれば、自分で探した業者に依頼することをお勧めする。 突然の訪問に対して、「断っても居座る。」、「退去に応じない。」などの場合には警察に通報していただきたい。 （参考） ・ 携帯電話であれば着信拒否設定 ・ 固定電話であれば、迷惑電話おことわりサービス（オプション）など (2) 強盗対策等について 【委員】 テレビ等で、闇バイトのことや強盗事件の放送をみると怖い。 どのような対策をとればよいか。 【生活安全刑事課長】 ・ 一般的な防犯対策（自宅の施錠、施錠設備の点検と新調等） ・ 防犯対策用具の活用 ・ 何かあったときの110番通報を家族全員に周知しておく（特に小さい子供は、「どの電話を使ってどうする。」というのを具体的に教えておく。） ・ 安易にSNSに近況等を掲載しないこと 「金銭的余裕をイメージさせる投稿」や「不在であることを推認させる内容」を掲載する場合には、要注意である。 ・ 闇バイトについて 一般に「闇バイト」といわれているが、当然「闇バイト募集」等とかがたつて、募集する訳ではなく、「2時間で20万円」とか、「破格の時給」とか、「短時間で高額収入」というような表現で主としてSNS等で募集しているようである。 応募した人の中には本当に軽い気持ちで応募してしまった人もいて、抜けられなくなってしまったという話もあるので、もし、そのような話を聞いたら、警察署に相談するように伝えていただきたい。	

(3) 大型商業施設建設予定に伴う交通安全対策

【委員】

ファミリーマート大園原店の後方に大型商業施設が建設予定となっているが、立地的に出入口が大園原交差点に近いと、営業が開始されると商業施設から出る車が交差点の赤信号で連なり、混雑が予想される。

時差式信号機による渋滞緩和を図ることが可能か。

また、その他に渋滞を緩和する方法があれば教えてほしい。

【交通課長】

昨年、商業施設側から新店舗の計画要請を受け、道路管理者や指宿警察署、警察本部と協議を行い、周辺の交通対策を行っている。

また、商業施設側からは、大規模小売店舗立地法の規定に基づき、

○ 住民説明会の開催

○ 鹿児島県のホームページへの掲載

等を予定していると報告を受けている。

駐車場の出入口については、商業施設側からは、「数箇所設ける。」との計画をいただいているが、あくまでも計画の段階なので、変更もあり得るとのことであった。

商業施設のオープンにより、交通流に変化が生じることは間違いないと思うが、どれくらい車両が増加するのか、その増加によってどこの交通流に不具合が生じるのか分からない現時点において、未来を予想しての信号機の変更は困難である。

今後商業施設がオープンして来客数が安定した時期の交通量を調査して、その結果により交通対策を検討することになる。

(4) 交通規制廃止に対する質疑

【委員】

岡児ヶ水から浜児ヶ水間の通称「谷の坂」は、児童・生徒の登下校時間に合わせて車両通行できない時間帯があったが、現在は標識が外されている。

小学校の統廃合で、児童の通学路ではなくなったが、中学生は通学路として利用している。標識が外された経緯を教えてもらえないか。

以前協議会内で「当該交通規制はいらないのではないか。」という意見が出たことがあり、中学生の通学路であることと、保育園の保護者が猛スピードで通るので危険なため、そのままの規制にしておくことになったと思う。

先日（規制標識が設置されているとき）登校時に猛スピードで対向から進行してきた車を避けるため、落ち葉にタイヤをとられて、自転車ごと転倒し、怪我をした男子生徒がいた。

【交通課長】

質問の箇所は一般の方からも質問を受けている。

交通規制を廃止した経緯については

○ 徳光小学校の閉校に伴う通学児童の減少

○ 地域住民からの要望

○ 周辺施設への聴取

と

○ 本部規制課との協議

○ 交通課による交通調査の結果

を総合して廃止に至った。

規制解除日は、令和6年12月9日になるが、規制解除後に、交通調査を数回実施したところ、いずれも

歩行者0人、自転車通学生5人

であり、車両については

最高で5台の通行（大型車の通行は無し）

という結果であった。

今回の廃止に伴い、事前に

○ 山川中学校に対し、自転車通学生に対する通学指導依頼

○ 道路管理者（指宿市）に対し、落ち葉の排除等の道路清掃、道路沿いの草刈りの依頼

を行った。

廃止後も、交通課が交通取締りと自転車通学生に対して、指導を実施している。

先日取締りの際、道路の両側が整備されていたので、市役所に確認を取ったところ、1月10日に清掃したとの確認が取れた。

転倒した男子生徒がいたということですので、再度、山川中学校に指導を依頼したいと思う。

また、坂を下りきったところに横断歩道があり、薄くなっていたので、優先希望をつけて補修報告している。

(5) 自動販売機設置に関する質疑

【委員】

池田湖畔のdanken COFFEE前横断歩道が、自動販売機の前にあるため、客が多いときは、「店の客か。自販機待ちか。横断歩道を渡るのか。」が分からず、

横断歩道の手前で止まって横断するのを待っている車を見たことがある。
信号のない横断歩道から何メートル以内に自販機は設置できないなどのきまりはないのか。

【交通課長】

質問にある横断歩道が「d a n k e n C O F F E E 前の横断歩道」であれば、敷地内の横断歩道であり法律の効力の及ばない横断歩道になる。

一方、「ししの家前の横断歩道」であれば、法律の効力が及ぶ横断歩道になる。

横断歩道が設置できない基準の一つとして

勾配の急な坂若しくは坂の頂上付近又は見通しのきかない道路の曲がり角及びその付近
とあり、自動販売機周辺に対する設置基準は特に設けられていない。

参考として、道路交通法第38条には

車両等は、横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等がいたときは、一時停止等を行わなければならない

旨の規定がある。

ここで問題となるのが「横断しようとする歩行者等」の解釈になるかと思うが、「横断しようとする歩行者等」とは

車両等がそのまま進行すれば、その歩行者等の横断を妨げることとなるような横断歩行者や自転車をいう。

と解されている。

一例を挙げると

- 横断歩道の手前で車道側を見ている人
- 横断歩道の手前に立って、車の有無を左右を見て確認している人
- 手を上げている人

等になる。

顔と体の向きで判断することになるかと思うが、急に振り返って横断する方もいると思うので、横断歩道付近に人がいるときは、徐行若しくは一時停止をしていただき、歩行者の安全を確保していただきたいと思う。

(6) 白線（交通規制箇所）引き直しの再報告について

【委員】

4年間協議会の委員として参加させていただく中で、横断歩道や停止線等の白線の引き直しの要望が多く出される中、「〇年〇月〇日に要請済みです。」との回答が数回あった。

委員としてただ目に付いただけでなく、危険だと思い、要望した箇所も多かったと思う。管理者等に対して過去に要請済みであっても「今回も協議会で要望があった。」と再度要請してもらうことはできないか。

【交通課長】

再報告は可能である。

実際に、幸屋交差点は令和3年に本部報告した交差点であるが、この度再報告をしたところである。

現在、今まで報告した中で、優先順位を付けて再報告する作業を行っている。

【委員】

医療センター前の横断歩道がペイントされていた。病院、薬局、ニシムタ又はバスと、多くの人、特に高齢者が利用している。仮であっても、このような対応は有り難い。

【交通課長】

そのような声をいただけると作業の励みになりますので、今後もよろしくお願いします。

備 考